

第2回 芝富士地区まちづくり協議会議事要旨

(1) 日時

平成23年11月22日(火) 午後7時00分～8時30分

(2) 場所

芝富士公民館 1階ホール

(3) 出欠者(会員数: 17名)

- ・会 員: 14名(欠席者3名)
- ・事務局: 川口市4名、(株)首都圏総合計画研究所4名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて
- 3) 次回の予定
- 4) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・芝富士地区まちづくり協議会 会則
- ・資料1: 誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて
- ・(仮称)芝富士(芝東第2)地区まちづくり協議会設立発起人会 議事概要
- ・芝富士地区まちづくり協議会設立会 議事概要



当日の意見交換の様子



スライドを使用した説明の様子

(5) 議事要旨 (Q: 質問、意: 意見等、A: 回答)

1) 開会

2) 誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて

「事務局より資料説明」

【質疑応答】

Q: まちづくり協議会を始めた主旨は、当地区が火災に弱い地区なので、延焼防止のために道路を整備していく、ということだったと思うが、今日の説明では突然「地区計画」がでてきて、いつの間にかまち全体の話へとすり替わっている。どういうことが説明していただきたい。

A: 平成21年8月の説明会にて、土地区画整理事業から住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(以下、密集型住市総)に転換し、防災の視点から道路づくりを行っていきたいという説明はさせていただいた。その際に、第2ステップとして、まちづくりルールの策定として「地区計画」を導入するという説明はしている。

Q: 当初は防災のために、消防車が地区に入れるようにするためではなかったか。道路ができてから、公園など他の部分の整備をするなら分かる。

A: 事業のメインは密集型住市総なのは間違いないので、道路の整備はメインとして行っていく。それに加えて、地区計画の網をかけて、環境を向上させましょうという話で、区画整理の網を外すためにも必要である。

Q: 防災の話をメインに出せば、もっとたくさんの人に理解してもらえるのではないか。

A: 3月の予算で道路事業費を計上している。道路整備をやるつもりなのはご理解いただきたい。

Q: 道路事業の有無ではなく、地区計画というまちづくりの話がでてきて、当初の主旨と変わっているのではないかと聞いている。

A: 平成21年8月の説明会でも伝えているが、密集型住市総と地区計画は車の両輪であり、その2つを同時並行的に推し進めていきたいと考えている。

意: 計画の全体像をしっかりと誤解のないように伝えてほしい。また、計画を行うのであれば短期間で行ってほしい。住民の総意を知るためのアンケートを実施してほしい。道路を整備することで、どのようなリスクがどれだけ減少するのかを評価してほしい。火災が同時多発的に起きた時のことを考え、埼玉県県南、もしくは川口市の消防署がどれだけ対応できるのかも評価項目に加えてほしい。また、本協議会の権限とミッションを知りたい。

Q: 資料に地区計画の届出についての説明があるが、今までも届出をして建物を建てているのだから分かっている。それをどうしてわざわざ掲載するのか。

A: これは建築確認申請とは違う届出についての話である。早ければ平成24年度にまちづくりルールを定めたいと考えているが、時間をかけて、このまちに相応しい地区計画を適用する、というのがこのまちにとって必要なことではないかと思う。昭和42年に土地区画整理事業を行うための網をかけたが、現在ではそれを外すために地区計画が必要になっている。これは、地区計画をかけ土地区画整理事業と同じような整備の基準を担保することができれば、県から土地区画整理事業を止めることについて

の許可が下りるためである。そうした理由から、密集事業による道路や公園の整備は大前提だが、まちの環境全体を向上させるため、地区計画によって、建物の細かい制限や、敷地面積について、壁面の位置や、垣・さくを考えを定め、総合的な取組みを行っていきたいと考えている。

Q：区画整理の網を外すために、ということか。

A：そのとおりである。また、先日配布した協議会ニュース1号の4頁に「まちづくりルール」という言葉が入っているが、これは地区計画のことを指しており、現在は平成24年度から考えることになっているまちづくりルールの検討を前倒しで行っている。まちづくりルールと地区計画は同じような意味だと理解していただきたい。地区計画は法律用語で分かりにくいので、まちづくりルールというなじみやすい言葉でお伝えしている。もしもご近所の方々に説明する機会があれば、地区計画というまちづくりのルールを数年かけて検討を行い、これは強制力のあるもので、区画整理の網を外すために行うというご説明をしていただきたい。

Q：協議会の役割と権限を明確にしてほしい。この場で決定されたものはどこでどう反映されるのか。

A：事務局より、会則第2条、4条が読み上げられた。

Q：決定機関ではないということは、この場で決定されたものは参考程度ということか。行政と住民の情報交換の橋渡しということならば、熱心に討議しても仕方ない。その割に、この場で決定したことが総意のように公表されるのはおかしいのではないか。そこを明確にしてほしい。

A：決定機関ではないので、参考として受け止めさせていただく。

Q：それならば住民の意見の一部として止まるのか。

A：一部ではあるが、こうした場で討議していただいた意見は、重要なものだと市は認識している。

Q：それではこの場に出てこない住民の意見はどうするのか。

A：アンケートを行う予定である。

Q：この場の意見と、アンケートの総意はどちらが重視されるのかは、どのように決議されるのか。極端な話、アンケートは出し方によって誘導は可能である。この協議会の場でも、毎回は参加できない方もいるのに、前回出席できなければ決定が覆ることはなく、もう一度審議する場がないようである。この場に出て来ることができない大多数の住民の立場や意見を尊重しなければいけないのではないか。

A：事務局より、地区計画の都市計画決定の仕方を説明。

Q：地元の反対があったら、市は都市計画決定ができないということだが、反対の比率が過半数を超えれば、などの明確な指標はあるのか。

A：よく言われているのは、概ね8割の賛成者がいれば、という説があるが、明文化はされていない。それ以外でもアンケートで反対者が少なければ、などの場合もある。他にも、直接権利を侵害される方々の同意が得られるかどうかも大切になってくる。最終的に、都市計画審議会ですうした地元の状況を踏まえて決定を行う。

Q：極端な話、都市計画審議会さえ認めれば地元の状況がどうなっても決定するということだろう。

A：通常の都市計画を決定する際の法定手続き上では住民に意見を聞くことは1度しか行わないが、地区計画の場合は原案の時点で1度意見を聞き、その後、さらに案の時点で1度聞きます。そういった意味では通常の都市計画よりも地区計画は丁寧に対応する制度になっている。

Q：当初は、防災上必要なので芝地区は道を拡幅するという話が先にあった。なぜ道路整備を先に行わないのか。

A：道路整備は進めていく。それを追いかけて、区画整理の網を外すために地区計画をかけるということである。

Q：道路整備の総予算はどの程度なのか。

A：概算では60～80億円と見ているが、正確な数字が分かれば皆さんには公表する。

Q：液状化の問題は取組むつもりはなのか。

A：今は取り入れていない。

Q：東京電力が大変な状況だが、無電柱化については支障あるのか。

A：現在、優先路線から外れているので、最後のほうに行く予定である。東京電力はお金を出してくれない。

Q：なぜ質問されるまで説明しないのか。

A：本日は地区計画の話を中心に説明したためである。

Q：東京電力からのお金を当てにしていたのか。

A：そのとおりである。原発の前は、東京電力からお金を出してもらえれば、行う予定であったが優先順位は低かった。

意：言っていることが以前と違う。原発前は無電柱化を先に行うと報告していた。3本の最優先路線とは別の項目で優先して行うと報告していた。「最後に行く」など言っていなかった。そういう部分がわるのは良くない。

3) 次回の予定等

・まちづくり協議会へ興味がある方へのお知らせをまちづくり協議会ニュースに掲載することについて。

【質疑応答】

Q：まちづくり協議会に興味がある方と言っても、参加する人数の枠や、推薦の有無はどうなるのか。

A：会則に示してあるとおり、土地建物の権利を持っている方は町会長の推薦で入会できる。また、土地建物の権利を持っていなくても、協議会の承認を受ければ入会できることになっている。今後、事務局に問合せがあった場合は、協議会にお知らせさせていただく。

決定事項

ニュースの記事に会員募集の記事を載せる。

次回の協議会は2/7(火)とする。

4) 閉会